

(中国四国厚生局からのお知らせ) ベースアップ評価料の届出様式が簡素化されました

- 令和7年1月10日付けで厚生労働省保険局医療課から新たに事務連絡が示され、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のみを届け出る場合、より簡素な専用様式による届出が可能になりました。
- 新しい届出書類(Excel)には、「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。
- 厚生労働省のホームページ（下記参照）に、届出様式に沿った記載方法について解説した「【説明動画】（視聴時間：約23分）」が掲載されています。

➤ ベースアップ評価料の届出をしておられない医療機関におかれては、是非、ご参照ください。

The screenshot shows the MHLW website interface. The main content area is titled 'ベースアップ評価料等について' (About Base Up Evaluation Fees). A red box highlights a video link: '【説明動画】 1. 実際に届出様式を記載している作業画面が見られます（視聴時間：約23分） 外来・在宅ベースアップ評価料（I）専用届出様式作成の手引き'. To the right, a flowchart titled '届出までの流れ' (Flow of Submission) shows the steps: 1. 様式のダウンロード (Download template), 2. 様式の作成 (Template creation) which includes '届出に関する基本事項を記載' (Record basic information), '直近1か月の初診料・再診料・訪問診療料の算定回数に記載※' (Record calculation frequency for last 1 month), and '1か月当たりの賃金改善見込み額を記載' (Record expected wage improvement), and 3. 様式の提出 (Submission). The flowchart also indicates that the '別添' (Separate Attachment) sheet is generated from the input, and the '計画書' (Plan) and '届出書' (Submission) sheets are also generated.

【厚生労働省ベースアップ評価料 特設ページ】

• https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

• または

検索



お問い合わせは、各県事務所（広島は指導監査課）までお願いいたします。

- 鳥取事務所 [TEL:0857-30-0860](tel:0857-30-0860) ・ 島根事務所 [TEL:0852-61-0108](tel:0852-61-0108) ・ 岡山事務所 [TEL:086-239-1275](tel:086-239-1275)
- 指導監査課（広島県） [TEL:082-223-8209](tel:082-223-8209) ・ 山口事務所 [TEL:083-902-3171](tel:083-902-3171)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu_ka/shozaichi.html